

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症が感染症分類で5類へと移行し、日常生活・社会生活が元に戻ろうとしております。しかしながら、新型コロナウイルスが終息したわけではなく、学校現場では今後も新型コロナウイルス感染対策を講じるとともに、学びの保障や心のケアなどに教職員は不断の努力を継続しなければなりません。

さらに、ICT教育推進にともないタブレットが導入され、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。2021（令和3）年度より、小学校では段階的に35人以下学級が措置されることになりましたが、中学校は、40人以下学級のままです。さらに、全国的に教員不足が深刻になっております。その原因の一つは学校現場の労働環境にあることは間違いありません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、各自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 35人以下学級計画を中学校まで伸ばすなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣